

環境アセスメントに係るお知らせ

令和元年9月20日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第35条に基づき（仮称）新百合ヶ丘総合病院増築計画に係る事後調査報告書（工事中）の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	医療法人社団 三成会 理事長 渡邊 一夫
	指定開発行為の名称	（仮称）新百合ヶ丘総合病院増築計画
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区古沢字都古255-7番地 他
	指定開発行為の目的	既設の病院機能拡大のための増築
	指定開発行為の内容	区域面積：約64,830㎡（市街地調整区域）
	事後調査の項目等	生物（植物）
環境影響評価の手続経過	平成29年 2月15日：条例環境影響評価準備書公告 平成29年 4月19日：条例見解書公告 平成29年 7月 4日：条例環境影響評価審査書公告 平成29年 9月 4日：条例環境影響評価書公告	
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期 間：令和元年9月20日（金）～令和元年10月21日（月） 土曜日、日曜日及び祝日は除く。 時 間：午前8時30分から午後5時 ・麻生区役所では、第2・第4土曜日の午前8時30分～午後0時30分も縦覧を行います。 ・第三文化センターでは、火曜日から土曜日は午前9時00分から午後10時00分まで、日曜日及び第2・第4月曜日は午前9時00分から午後5時00分まで（第1・第3・第5月曜日及び祝日は休館）縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて事後調査報告書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
	縦覧場所及び縦覧時間	川崎市：麻生区役所及び環境局環境評価室（市役所第3庁舎15階） 稲城市：稲城市役所市民部環境課及び第三文化センター
	意見書の提出	・縦覧中の事後調査報告書に記載された内容が条例環境影響評価書に記載された内容又は指定開発行為の完了後の状況と明らかに異なると認め、環境の保全の見地から御意見を有する方は、川崎市環境影響評価に関する条例第36条に基づき、次のとおり意見書を提出することができます。 ・意見書を提出できる期間： 令和元年9月20日（金）から令和元年10月21日（月）まで （郵送の場合は、令和元年10月21日消印有効） ・提出先：環境局環境評価室（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） ・提出方法：提出先まで郵送、持参もしくは本市HP専用フォーマットにて御提出ください。 https://sc.city.kawasaki.jp/multiform/multiform.php?form_id=4044 ・意見書の用紙は、各縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、函書の名称及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。また、記載いただいた個人情報、提出された意見の内容を確認する場合に利用し、川崎市個人情報保護条例に基づき、厳重に保護・管理いたします。
	問 合 せ 先	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市環境局環境評価室 電話番号：044-200-2156